

No.	分類	質問	回答
1	制度概要	対象となる品目の種類を教えてください。	制度開始時解体業はバンパー、内装樹脂（PPに限る）、サイドガラスとなります。破砕業者は樹脂（PPに限る）、ガラスとなります。 詳細はJARCホームページ/資源回収インセンティブ制度特設サイトをご確認ください。 https://www.jarc.or.jp/shigenkaisyu/login/
2	制度概要	みなし重量はどのように設定されますか。	申込される解体事業所ごとに車格別で回収品目を合計45台分計量していただき、データをご提出下さい。 そのデータを基に、みなし重量を設定いたします。 ※データを作成にあたっての手順は現在検討中のため、別途公表いたします。
3	制度概要	みなし重量はいつ補正されますか。	現在検討中です。
4	制度概要	内装樹脂は推奨の10品目を必ず回収しなければならぬのですか。	いいえ。推奨の10品目※より少なくとも多くてもかまいません。コンソーシアム内で決定しASRチームにご提案下さい。 ※J-FAR実証：ABCDピラー、ドアスカッププレート、カーゴトレイ、テールゲートライニング、カウルサイドトリム、シート下トレイ、コラムカバー
5	制度概要	整備工場等で発生した交換バンパーも対象となりますか。	いいえ。廃車由来のバンパーのみ対象となります。
6	制度概要	両チームから認定を受けなければ資源回収インセンティブ制度を開始できないのですか。	片方のチームからの認定だけでも開始出来ます。ただし、認定を受けたチームの車両のみ対象です。
7	制度概要	回収した品目はチーム毎に別々に管理・出荷しなければならぬのでしょうか。	いいえ。両チームから認定を受けている場合、両チーム分まとめて管理・出荷してかまいません。
8	制度概要	計量器の指定はありますか。	計量法の検定を受けた印字又は記録できる認定計量器を使用下さい。 最小単位は問いません。（1kgでも10kgでも可）
9	制度概要	回収した資源は国内利用が前提となるのでしょうか。	国内利用が前提となります。確認のため、運用開始後は販売実績の開示頂くこととなります。
10	料金	インセンティブの計算方法を教えてください。	台あたりみなし重量（kg）×インセンティブ料金で計算されます。
11	料金	インセンティブ料金はいくらですか。	https://www.asrrt.jp/topics/pdf/資源回収インセンティブ制度におけるインセンティブ料金のご案内.pdf をご参照ください。
12	料金	インセンティブ料金の支払い先はどこでしょうか。	コンソーシアムが指定した管理会社、解体業者又は破砕業者に一括して支払われます。
13	コンソーシアム	コンソーシアムを組みたいと考えておりますが組む相手が見つかりません。チームから紹介してもらえますか。	チームから紹介はしておりません。リンク先に各業界団体の問い合わせ先を掲載しておりますのでそちらにお問い合わせ下さい。
14	コンソーシアム	ガイドラインを読むと解体業者とのコンソーシアムに破砕業者又は電炉メーカーが参加しなければならぬのですか。	いいえ。破砕業者や電炉メーカーの参加は必須ではありません。
15	システム	回収した部品の電子マニフェストへの入力方法を教えてください。	自動車リサイクル促進センターよりご説明がありますのでそれまでお待ち下さい。